

令和8年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各特別支援学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 一次募集

1 選抜の方法

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

ア 学力検査

- (ア) 実施教科は、3教科以上とし、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科の中から特別支援学校長(以下「校長」という。)が決定する。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分から50分の間の時間とし、校長が決定する。
- (ウ) 配点は、各教科それぞれ50点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、各特別支援学校が作成したもの又は高等学校入学者選抜の一次選抜における一般学力検査問題を使用する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
- なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ その他

- (ア) 校長は、上記ア、イ、ウに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。
- なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。
- (イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要であると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イ、ウによらず、選抜を実施することができる。
- また、校長は、知的障害を併せ有する志願者について、(2)に準じて選抜を実施することができる。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科(職業コースを除く。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A、検査Bそれぞれ30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式か集団で実施し、実施方法は校長が決定する。
- (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (ウ) 受検者の実態把握を主たる目的とする。

ウ その他

- (ア) 校長は、上記ア、イに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。
なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。
- (イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要があると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イによらず、選抜を実施することができる。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科職業コース(以下「職業コース」という。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A50分、検査B30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 作業・運動能力検査

- (ア) 実施時間は、50分とする。
- (イ) 配点は、200点満点とする。
- (ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。
 - a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等について幅広く検査する。

b 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 自己表現

 (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

 (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

 (ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

 なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

(4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科(以下「専門教育を主とする学科」という。)

ア 学力検査

 (ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、学科の特色に応じ、当該校が作成する。

 (イ) 実施時間は、各教科等それぞれ90分以内とする。

 (ウ) 配点は、学科の特色に応じて、校長が決定する。

イ 調査書

 (ア) 学習の記録の評定

 各教科・科目について、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

 (イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

 (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、個人ごとの面談形式で実施する。

 (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

 (ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

 なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

 校長は、学科の特色に応じ、学科に関連する学校独自検査を実施することができる。

 なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。

2 合格者の決定

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

 校長は、学力検査、調査書、自己表現及び必要に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

 なお、1 (1) エ (イ) に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科（職業コースを除く。）

 校長は、学力検査及び必要に応じて実施した学校独自検査の結果を総合的に判断して決定する。

 なお、1 (2) ウ (イ) に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 職業コース

 校長は、学力検査、作業・運動能力検査及び自己表現の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

(4) 専門教育を主とする学科

校長は、学力検査、自己表現及び学科の特色に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果並びに調査書を総合的に判断して決定する。

第2 二次募集

1 実施学校・対象学科

普通科(職業コースを除く。)並びに一次募集における合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

2 選抜の方法

一次募集と同様の選抜の方法により実施する。ただし、学力検査を除く。

なお、校長は、上記に加えて、学力検査を除いた学校独自検査を定め、実施することができる。

3 合格者の決定

校長は、2で実施する選抜の配点の比重を定め、一次募集に準じて決定する。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。